

監査公告第 6 号

定期監査結果に基づき加賀市病院事業管理者が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市病院事業管理者から報告がありましたので同条第 14 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和 4 年 7 月 25 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 高辻 伸行

病院管理部定期監査結果にかかる措置報告

監査結果（抜粋）

監査意見

- ・コロナ禍による受診控え等の対応について、次のとおり意見を付す。

長引くコロナ禍により患者の受診控えや地域医療機関からの紹介率の低迷などが見られ、コロナ禍の回復基調にあつて利用者数の戻りへの対策が急務となっている。

一方で、研修医や実習生を積極的に受け入れてきた成果は、医療従事者の士気の高まりと医師確保に大いに寄与しており、評価できるものである。

地域医療を守るために積み重ねてきたこのような取り組みを市民に広く紹介するなどし、いち早くコロナ禍前の利用者水準を取り戻せるよう、より効果的な対策を期待する。

対 応

市民に病院広報、加賀市広報やホームページ等を通じ、地域医療確保の取り組みや当院の人間ドック・健康診断を紹介いたします。

また、紹介率向上に向け医療機関向けの症例検討会等の開催や利用者数増加に向け、人間ドック・健康診断の受診勧奨を行い、コロナ禍前の利用者水準を取り戻せるよう努めます。